

～仙台市屋外広告物条例改正内容（点検制度）に関するQ & A～

Q. 点検が必要な（不要な）屋外広告物とは、どのようなものですか？

建物の壁面や屋上を利用して設置されたもの（壁面広告物，屋上広告物），または独立して地上に設置されたもの（地上広告物，容易に動かせない状態で設置されたものに限る）が該当します。許可の要・不要は問いません。

以下の屋外広告物については，日常的な維持管理の義務はありますが，有資格者による点検は不要です。

はり紙・はり札，広告幕（広告旗），立て看板（容易に動かせるもの），
電柱・街路灯・消火栓・バス停留所などを利用した広告，
バスやトラックなどを利用した移動広告物，アドバルーン

Q. 点検を実施できる有資格者とはどのような方ですか？

以下の資格を持つ方が，点検を実施することができます。

- ・屋外広告士
- ・1級広告美術仕上げ技能士
- ・一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が開催する「点検技能講習会」の修了者
- ・以下の資格者で，かつ，自治体が開催する屋外広告物講習会を修了した者
 - －1級建築士，2級建築士
 - －特種電気工事資格者（ネオン工事に係るものに限る。）
 - －電気主任技術者
 - －土木，建築，電気工事施工管理技士
 - －技術士（電気電子，建設部門に限る。）

Q. 日常的な維持管理をお願いしている業者に点検を依頼したら，「資格が無い」と断られました。どうしたらいいですか？

条例改正直後の移行期間ということで，平成29年4月1日から3年の間は，点検を行う広告物の管理者であれば，資格の有無に関わらず点検を実施することができます。

移行期間の間に，点検を実施することができる有資格者を探していただくよう，お願いします。

Q. 点検できる有資格者を探したいのですが。

仙台市内であれば，下記の業界団体に相談していただくことができます。

- ・宮城県屋外広告美術協同組合 TEL：022-257-0437
- ・東北ネオン電気事業協同組合 宮城支部 TEL：022-241-6630

Q. 点検結果を提出しなければいけないのはどのような場合ですか？

以下の場合が該当します。

(1)許可期間満了に伴う継続許可を申請する際

(2)構造および材料上の変更（改造）や移転に伴う変更の許可を申請する際

※表示内容の変更のみによる変更の許可の場合は除く

(3)以下のいずれかに該当し許可期間を延長されている屋外広告物で、その許可期間が半分を経過した場合。

①市に認定又は認可を受けた協定を結び、かつ、市条例に定める「広告物誘導基準」に適合する屋外広告物

②市条例に定める「広告物美観維持基準」に適合する屋外広告物

Q. 点検はいつ頃実施すればいいですか？

継続許可の申請などに伴って、点検結果の報告を要するものについては、点検結果報告書を区役所へ提出する3ヶ月前の期間内に点検を実施してください。

Q. 点検の結果、異常が見つかり、修繕が必要と言われましたが、費用がかかるためすぐ修繕できません。どうしたら良いですか？

修繕が必要な箇所をそのまま放置しておくと、劣化が進行し、倒壊・落下などの重大な事故につながったり、第三者に被害を及ぼしたりする可能性があります。

直ちに修繕が難しくても、応急処置や人が近寄れないようにするなどの対応を行い、できる限り早めに修繕できるよう、計画を立ててください。

Q. 報告書の作成から区役所への提出までの一切を、点検の実施をお願いした人に任せても良いですか？

報告書の提出は点検を実施した有資格者でなく、広告物の所有者または占有者が負う義務となります。点検実施者が作成した点検結果を必ず確認したうえで、広告物の所有者または占有者が報告者氏名欄に記名押印をしてください。

Q. 安全点検報告書を提出しないとどうなりますか？

条例改正直後の移行期間ということで、平成29年9月末までは提出を不要としますが、それ以降については、継続や変更に伴う許可が下りない可能性があります。